

令和6年4月1日

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立五日市中学校
校長 齋藤 弘 圭

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える等、人間として絶対に許されない行為である。そのことを生徒に認識させ、相手を思いやる心情を育むことを通して、いじめのない学校をつくる。

(2) いじめの定義

生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ防止の基本的な考え方

- ・「いじめ撲滅三原則」を徹底し、いじめを絶対に許さない毅然とした態度で指導にあたる。
- ・特別支援教育の推進を図り、生徒一人一人を大切にされた指導を通して、生徒の自己有用感を育む。
- ・いじめ防止に向けて「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4段階に応じて計画的、組織的な取組を推進する。
- ・教員によるいじめの兆候を確実に把握する感性といじめを迅速に解決する能力を高める。
- ・保護者・地域・関係機関と連携した取組を推進し、協力しながらいじめ防止にあたる。

2 組織（4つの段階との関連）

- (1)「未然防止」「早期発見」「早期対応」については、管理職、生活指導主任、チーフコーディネーター、主任養護教諭、各学年・特別支援学級（5組）所属教員、スクールカウンセラー等による「いじめ防止対策委員会（兼教育相談部会）」を中心に、組織的に対応する。
- (2)重大事態が発生した場合は、上記「いじめ防止対策委員会（兼教育相談部会）」に各学年主任及び当該生徒担任教員、保護者代表や地域代表者等が委員を務める「拡大いじめ防止対策調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするとともに、事態解決に向けて対応する。

3 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 昨年度の状況と取組

- ・昨年度は、毎月行っている生徒朝礼の中で、生徒会から人権について考える問いかけや劇を行い、人権について考える機会を設けた。また、生徒会が作成した「五日市中学校人権宣言」と「五日市中 SNS ルール」を、生徒から生徒へ呼びかけた。その結果、教員からの指導・助言、保護者の協力もあり、いじめ減少と落ち着きのある雰囲気づくりに効果をあげた。以上の点から、今年度の未然防止と早期発見について、以下のように取り組んでいく。

(2) 未然防止

- ・ 学校経営の重点目標を「心身共に健康な生徒」に定め、道徳教育、人権教育、情報教育を推進し、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に取り組む。
- ・ 「五日市中人権宣言」「五日市中 SNS ルール」を全教室に掲示し、朝礼講話等を行い、その徹底を図る。
- ・ 「セーフティ教室」等でインターネットの使い方について実施し、情報モラル教育を充実する。
- ・ 職場体験学習等の体験学習の充実を図り、協同の精神や思いやりの心を育む。
- ・ 生徒会で、いじめ防止への取組を推進する。「いじめ防止ポスター」を校内に掲示する。生徒朝礼を毎月行い、生徒同士でいじめゼロを目指す呼びかけと活動報告等を行う。
生徒会が作成した「五日市中学校人権宣言」や「五日市中 SNS ルール」を新入生や、保護者にも説明し、徹底していく。「小中合同挨拶運動」等を行う。「いじめをなくそうこども会議」で「五日市中人権宣言」「五日市中 SNS ルール」の取組を発表すると同時に、他校の取組でよい点があれば、本校の活動に取り入れる。
- ・ 「いじめについて考える日」を月 1 回設定し、朝礼で校長・副校長・生活指導主任等による講話を行う。
- ・ スクールカウンセラーによる 1 年生全員の面接を 1 学期中に実施する。スクールカウンセラーと生徒のつながりを強め、問題の未然防止と早期発見に努める。

(3) 早期発見

- ・ 年間 3 回のふれあい月間で「いじめに関するアンケート」を実施する。また、各学期の始めに「学校生活アンケート」を実施し、いじめの有無を確認し、担任等と生徒の面談を行う。
- ・ 担任による二者面談を実施する。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」を週 1 回実施し、いじめ等の情報を共有する。
- ・ 教育相談体制を整備し、保護者・地域へ啓発と連携を図る。
- ・ 関係諸機関や専門家等と連携し、情報共有に努める。

4 いじめが発生したときの対応

- 正確な状況把握と事実確認を行う。
- 軽微な案件であっても管理職に報告し、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- 市教育委員会、五日市警察その他関係諸機関へ速やかに報告し、連携を図る。
- 被害生徒、加害生徒への心のケアをスクールカウンセラーと共に丁寧に行う。
- 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者へ適切に対応する。

5 重大事態への対処

- 正確な状況把握と事実確認を行う。
- 管理職に報告し「いじめ防止対策委員会」を中心に対策と再発防止に向け組織的に対応する。
- 市教育委員会、五日市警察その他関係諸機関へ速やかに報告し、連携を図る。
- 加害生徒への対応、被害生徒への心のケアを丁寧に行う。
- 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者へ適切に対応する。
- 誠意をもって関係保護者へ対応し、状況によっては臨時保護者会等を開く。
- 情報を一本化し、管理職がマスコミ対応を行う。

6 その他

(1) 評価について

- ・ 学校評価の重点目標である「いじめ不登校ゼロへの挑戦」に関する取組について項目を設定し、評価・改善を行う。
- ・ 教職員については、職員会議等において成果と課題を明確にし、次年度につなげる。

(2) 校内研修

- ・ 年度当初に、いじめについての学校経営計画及びそれを受けたいじめ防止対策委員会の基本方針を全教職員で確認するとともに、共通理解を図る。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」を中心に、いじめ対応について、定期的に研修を実施させる。
- ・ 職員会議で毎回、各学年及び特別支援学級5組の情報交換を行い、共通理解を図る。
- ・ OJTにより、若手教員に対して主任教諭を中心に、学級経営の方法や、いじめについての初期対応、保護者への連絡等について指導・助言させる。

(3) 保護者・地域との連携

- ・ 年度当初に、学校経営方針の概略の資料を保護者会で配布し、校長が説明する。
- ・ 学校・学年便りで「ふれあい月間」の趣旨や取組等を紹介し、保護者・地域の関心を高める。
- ・ 必要に応じて、保護者会で守秘義務に反しない限りの情報交換を行う。
- ・ 個人面談で生徒の様子を聞き取る。
- ・ 道徳授業地区公開講座を9月14日に開催し、道徳教育についての意見交換を行う。

(4) 年間計画（未然防止、早期発見のための取組）

月	教員・SCの取組	児童会・生徒会の取組	保護者・地域との連携	学校行事等（研修含）
4	「いじめについて考える日」の講話・授業等	1年生への生徒会・部活紹介（五中人権宣言・SNS 五中ルール説明） 生徒朝礼 小中合同挨拶運動	学校経営方針説明【保護者会】	始業式 入学式
5	1年生とSCの面接始 「いじめについて考える日」の講話・授業等	生徒総会 生徒朝礼（五中人権宣言・SNS 五中ルール説明）	サポートチーム連絡会 学校公開 参観授業 PTA 総会 部活動保護者会	大規模地震対応訓練
6	ふれあい月間 二者面談 「いじめについて考える日」の講話・授業等 いじめに関するアンケート実施	生徒会朝礼	合同パトロール 学校評議員会	運動会

7	「いじめについて考える日」の講話・授業等 SCの面接終	「いじめをなくそう こども会議」各校の SNS ルールの確認他 生徒会朝礼	セーフティ教室後意見交換 社明運動に参加 保護者会での情報交換 健全育成推進会議(各 機関の情報交換等)	セーフティ教室 終業式 教員アンケート実施
8			三者面談	始業式 小中合同研修会
9	「いじめについて考える 日」の講話・授業等	生徒会役員選挙 生徒朝礼	道徳授業地区公開講 座での意見交換会	道徳授業地区公開講 座 3年修学旅行 2年職場体験
10	「いじめについて考える 日」の講話・授業等	生徒朝礼	進路説明会	1年校外学習 音楽会
11	ふれあい月間 三者面談 「いじめについて考える 日」の講話・授業等 いじめに関するアンケ ート実施	生徒朝礼	学校評議員会 新入生保護者説明会 三者面談	小中合同研修会
12	「いじめについて考える 日」の講話・授業等	生徒朝礼	保護者会での情報交 換	2年校外学習 終業式
1	「いじめについて考える 日」の講話・授業等	生徒朝礼 小中合同あいさつ運 動	学校公開	始業式 1年生移動教室
2	ふれあい月間 二者面談 「いじめについて考える 日」の講話・授業等 いじめに関するアンケ ート実施	生徒朝礼	学校評議員会	新入生説明会 新入生体験授業
3	「いじめについて考える 日」の講話・授業等	生徒朝礼	社会奉仕活動 認知症サポーター講 習(市福祉課)救急救 命講習(秋川消防署) 保護者会での情報交 換 学校評価結果報告 健全育成推進会議(各 機関の情報交換等)	卒業式 修了式